

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	松本 隆則
登録番号又は法人番号	1 5 2 0 1 2 1 7
所属する単位会	岐阜県行政書士会
事務所名称	行政書士マツモト・オフィス
事務所所在地	岐阜県瑞穂市古橋 1 5 1 0 番地 8
処分年月日	令和 8 年 9 月 2 8 日
処分内容（種類）	令和 8 年 1 0 月 1 5 日から令和 9 年 1 0 月 1 4 日までの 1 年間の業務の停止
上記処分をした理由	(1) 業務不履行、不返金その他の信用失墜行為 ア 別紙 1 の業務（1 4 件）を受託したにもかかわらず、申請又は届出を行わなかった（業務不履行）。また、別紙 1 の業務（番号 2、5 及び 1 3 の業務を除く。）（1 1 件）について、前払で受領した報酬を返金すべきところ、令和 8 年 6 月 2 2 日に至ってもその全部又は一部を返金していない（不返金）。 イ 別紙 2 番号 1 の業務について、申請書を令和 6 年 6 月 7 日に提出したが（岐阜県は、申請書に同日付けの收受印を押印）、同日、依頼人宛て電子メールを送信する際、令和 6 年 5 月 2 2 日付けの岐阜県の收受印のある申請書の画像を作成し、当該電子メールに添付して送信した（收受印日付偽造）。また、業務に遅延があった（業務遅延）。 ウ 別紙 2 番号 2 の業務について、業務に遅延があった（業務遅延）。 これらは、業務の迅速処理について規定する行政書士法施行規則第 7 条に違反するとともに、行政書士の信用及び品位を害するものとして、行政書士法第 1 0 条に違反するものである。 (2) 帳簿記載事項の不備 ア 別紙 1 番号 2 及び 5 の業務について、帳簿に記載しなかった（受託事件簿を作成しなかった。）（帳簿に記載しなければならない事項全部（事件の名称、年月日、受けた報酬の額、依頼者の住所氏名、受託番号及び作成した書類の枚数）の不記載）。 イ 別紙 1 番号 6 の業務について、事件の名称及び受

	けた報酬の額に変更があったにもかかわらず、帳簿（受託事件簿）に、変更後の事件の名称及び変更後の報酬の額を記載しなかった（事件の名称及び受けた報酬の額の不記載）。 ウ 別紙２の業務について、書類を作成したにもかかわらず、帳簿（受託事件簿）に、作成した書類の枚数を０枚と記載した（作成した書類の枚数の不記載）。 これらは、行政書士法第９条及び岐阜県行政書士法施行細則第４条に違反するものである。 (3) 領収証の不交付 別紙１番号１、３、４、６から８まで、１０及び１３の業務並びに別紙２番号１、６及び７の業務について、依頼人から報酬を受け取ったにもかかわらず、依頼人に領収証を交付しなかった。 これは、行政書士法施行規則第１０条に違反するものである。 (4) 行政書士名簿への変更の登録の不申請 行政書士名簿への登録事項のうち、住所及び事務所の所在地について、令和８年４月１日又は３日に変更があったにもかかわらず、令和８年６月２２日に至っても、日本行政書士会連合会に変更の登録を申請しなかった。 これは、行政書士法第６条の４に違反するものである。 (5) 岐阜県行政書士会の会費の未納入 岐阜県行政書士会に対し、令和７年度１期分（４月から９月まで）、令和７年度２期分（１０月から３月まで）及び令和８年度１期分（４月から９月まで）の会費（月額５，５００円。合計９９，０００円）を、令和８年６月２２日に至っても納入していない。 これは、岐阜県行政書士会会則第１７条に違反するものである。また、会則の遵守義務を定める行政書士法第１３条に違反するものである。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	行政書士法第１４条第２号

別紙1 申請又は届出を行わなかった業務

番号	受託日	受託番号	業務	報酬の返還	その他の違反
1	令和5年1月21日	1417	事業年度終了届	不返金	領収証の不交付
2	不詳	不詳	建設業許可更新申請 ※番号1の業務について業務不履行、かつ、不返金であったため、建設業許可更新申請への振替をしたが、これも不履行	(番号1からの振替のため、報酬なし。)	帳簿への不記載(受託事件簿の不作成) ※帳簿に記載しなければならない事項全部の不記載
3	令和5年4月5日	1468	・経営状況分析申請 ・経営事項審査申請 ・入札参加資格申請	不返金	領収証の不交付
4	令和5年7月17日	1529	事業年度終了届	不返金	領収証の不交付
5	不詳	不詳	事業年度終了届 ※番号4の業務について業務不履行、かつ、不返金であったため、翌年度分の届出も無償にて併せて行うこととしたが、これも不履行	(無償で行うこととしたため、報酬なし。)	帳簿への不記載(受託事件簿の不作成) ※帳簿に記載しなければならない事項全部の不記載
6	令和5年9月11日	1548	(変更前) ・建設業許可更新申請 ・みなし電気工事業登録変更届 ・廃業届(特定建設業許可業種・電気工事業) (変更後) ・建設業許可般特新規申請 ・廃業届(特定建設業許可業種・電気工事業) ・変更届(経営業務管理責任者・専任技術者) ・電気工事業みなし登録廃止届	不返金	・事件の名称及び受けた報酬の額に変更があったにもかかわらず、帳簿(受託事件簿)に、変更後の事件の名称及び変更後の受けた報酬の額を不記載 ・領収証の不交付
7	令和6年3月27日	1630	産業廃棄物収集運搬業許可申請	一部不返金 ※100,000円を返金済。 残る94,000円を不返金	領収証の不交付
8	令和6年5月16日	1659	産業廃棄物収集運搬業許可変更届	不返金	領収証の不交付
9	令和6年6月17日	1670	建設業許可業種追加申請	不返金	—
10	令和6年6月26日	1675	産業廃棄物収集運搬業許可申請	不返金	領収証の不交付
11	令和7年1月23日	1686	・建設業許可般特新規申請 ・変更届(経営業務管理責任者・責任技術者) ・電気工事業みなし登録開始届	不返金	—
12	令和7年6月13日	1801	建設業許可業種追加(とび・土工)申請	不返金	—
13	令和7年12月9日	1860	建設業許可更新申請	(返金済)	領収証の不交付
14	令和7年12月23日	1868	建設業許可申請	不返金	—

別紙2 申請又は届出を行ったが、信用失墜行為又はその他の違反があった業務

番号	受託日	受託番号	業務	信用失墜行為の内容	その他の違反
1	令和5年9月4日	1546	建設業許可業種追加（機械器具設置工事業）申請	・申請をした日に依頼人宛て電子メールを送信する際、実際の申請日と異なる日付の岐阜県の収受印のある申請書の画像を作成し、当該電子メールに添付して送信（収受印日付偽造） ・業務遅延	・書類を作成したにもかかわらず、帳簿（受託事件簿）に、作成した書類の枚数を0枚と記載 ・領収証の不交付
2	令和5年12月25日	1597	建設キャリアアップシステム技能者登録	・業務遅延	書類を作成したにもかかわらず、帳簿（受託事件簿）に、作成した書類の枚数を0枚と記載
3	令和6年4月3日	1634	・事業目的変更登記 ・役員の住所変更登記	—	書類を作成したにもかかわらず、帳簿（受託事件簿）に、作成した書類の枚数を0枚と記載
4	令和6年6月17日	1670	建設業許可更新申請	—	書類を作成したにもかかわらず、帳簿（受託事件簿）に、作成した書類の枚数を0枚と記載
5	令和7年6月13日	1801	建設業許可更新申請	—	書類を作成したにもかかわらず、帳簿（受託事件簿）に、作成した書類の枚数を0枚と記載
6	令和7年12月9日	1860	建設業許可事業年度終了届	—	・書類を作成したにもかかわらず、帳簿（受託事件簿）に作成した書類の枚数を0枚と記載 ・領収証の不交付
7	令和7年12月12日	1864	・建設業許可申請 ・建設業許可廃業届	—	・書類を作成したにもかかわらず、帳簿（受託事件簿）に、作成した書類の枚数を0枚と記載 ・領収証の不交付

（注）複数の業務をまとめて受託したため、別紙1と別紙2とで受託番号が重複するものあり。